

総務財政委員会
令和5年2月17日・20日
総務部 資料1番
所管 総務課

## 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正する条例

- (1) 大田区立図書館設置条例
- (2) 大田区立区民センター条例
- (3) 大田区立母子生活支援施設条例
- (4) 大田区立学校校外施設設置条例
- (5) 大田区立公園条例
- (6) 大田区立軽費老人ホーム条例
- (7) 大田区立障害者福祉施設条例
- (8) 大田区民プラザ条例
- (9) 大田区立特別養護老人ホーム条例
- (10) 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例
- (11) 大田区立熊谷恒子記念館条例
- (12) 大田区立シルバーピア条例
- (13) 大田区テナポラリー工場条例
- (14) 大田区産業プラザ条例
- (15) 大田区民住宅条例
- (16) 大田区立大森スポーツセンター条例
- (17) 大田区営住宅条例
- (18) 大田区休養村とうぶ条例
- (19) 大田区営アロマ地下駐車場条例
- (20) 大田区立男女平等推進センター条例
- (21) 大田文化の森条例
- (22) 大田区中小企業者賃貸住宅条例
- (23) 大田区区民活動支援施設条例
- (24) 大田区産業連携支援施設条例
- (25) 大田区総合体育館条例
- (26) 大田区高齢者アパート条例

- (27) 大田スタジアム条例
- (28) 大田区青少年交流センター条例
- (29) 大田区田園調布せせらぎ館条例
- (30) 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例
- (31) 大田区南六郷創業支援施設条例
- (32) 大田区新蒲田一丁目複合施設条例
- (33) 大田区新蒲田区民活動施設条例
- (34) 大田区いじめ防止対策推進条例
- (35) 大田区大森北四丁目複合施設条例

## 2 改正理由

個人情報の保護に関する法律の改正及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、関係する条例の規定の整理を行う。

## 3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

## 4 施行日

令和5年4月1日

大田区立図書館設置条例（昭和 34 年条例第 18 号）新旧対照表

新	旧
○大田区立図書館設置条例 昭和 34 年 12 月 4 日 条例第 18 号	○大田区立図書館設置条例 昭和 34 年 12 月 4 日 条例第 18 号
第 1 条から第 5 条まで （略）	第 1 条から第 5 条まで （略）
第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく教育委員会規則その他教育委員会が定める基準に従い、図書館の管理を行わなければならない。	第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく教育委員会規則その他教育委員会が定める基準に従い、図書館の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 7 条 （略）	第 7 条 （略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立区民センター条例（昭和 44 年条例第 33 号）新旧対照表

新	旧
○大田区立区民センター条例 昭和 44 年 10 月 11 日 条例第 33 号	○大田区立区民センター条例 昭和 44 年 10 月 11 日 条例第 33 号
第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 17 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区民センターの管理を行わなければならない。	第 17 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区民センターの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 18 条から第 22 条まで（略）	第 18 条から第 22 条まで（略）
別表第 1 から第 3 まで（略）	別表第 1 から第 3 まで（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立母子生活支援施設条例（昭和 45 年条例第 20 号）新旧対照表

新	旧
○大田区立母子生活支援施設条例 昭和 45 年 4 月 1 日 条例第 20 号	○大田区立母子生活支援施設条例 昭和 45 年 4 月 1 日 条例第 20 号
第 1 条から第 7 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 7 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 8 条 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。	第 8 条 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 9 条 （略） <u>付 則</u>	第 9 条 （略）
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立学校校外施設設置条例（昭和 48 年条例第 31 号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区立学校校外施設設置条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 48 年 6 月 15 日 条例第 31 号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく委員会規則その他委員会が定める基準に従い、伊豆高原学園の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 7 条から第 22 条まで （略） 別表第 1 及び第 2 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区立学校校外施設設置条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 48 年 6 月 15 日 条例第 31 号</p> <p>第 1 条から第 5 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく委員会規則その他委員会が定める基準に従い、伊豆高原学園の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 7 条から第 22 条まで （略） 別表第 1 及び第 2 （略）</p>

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）新旧対照表

新	旧
○大田区立公園条例	○大田区立公園条例
昭和 52 年 3 月 25 日 条例第 19 号	昭和 52 年 3 月 25 日 条例第 19 号
第 1 条から第 21 条の 8 まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 21 条の 8 まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 21 条の 9 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、公園の管理を行わなければならない。	第 21 条の 9 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、公園の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 21 条の 10 から第 26 条まで （略） 別表第 1 から第 3 まで （略）	第 21 条の 10 から第 26 条まで （略） 別表第 1 から第 3 まで （略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立軽費老人ホーム条例（昭和 54 年条例第 26 号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区立軽費老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 54 年 6 月 25 日 条例第 26 号</p> <p>第 1 条から第 18 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 19 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、老人ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 20 条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区立軽費老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 54 年 6 月 25 日 条例第 26 号</p> <p>第 1 条から第 18 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 19 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、老人ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 20 条（略）</p>



大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区立障害者福祉施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 58 年 10 月 12 日 条例第 31 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 5 まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 3 条の 6 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 4 条から第 9 条まで（略）</p> <p>別表第 1 及び第 2（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区立障害者福祉施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 58 年 10 月 12 日 条例第 31 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 5 まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 3 条の 6 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 4 条から第 9 条まで（略）</p> <p>別表第 1 及び第 2（略）</p>

大田区民プラザ条例（昭和 62 年条例第 6 号）新旧対照表

新	旧
○大田区民プラザ条例	○大田区民プラザ条例
昭和 62 年 3 月 13 日 条例第 6 号	昭和 62 年 3 月 13 日 条例第 6 号
第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、プラザの管理を行わなければならない。	第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、プラザの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 17 条（略）	第 17 条（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区立特別養護老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 62 年 9 月 25 日 条例第 34 号</p> <p>第 1 条から第 2 条の 5 まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 2 条の 6 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、特別養護老人ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 3 条から第 8 条まで （略） 別表第 1 から第 3 まで （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区立特別養護老人ホーム条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 62 年 9 月 25 日 条例第 34 号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成元年 11 月 24 日第 49 号</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 2 条の 6 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、特別養護老人ホームの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 3 条から第 8 条まで （略） 別表第 1 から第 3 まで （略）</p>

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 62 年 9 月 25 日 条例第 35 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 5 まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 3 条の 6 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、高齢者在宅サービスセンターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 4 条から第 9 条まで（略） 別表第 1 及び第 2（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○大田区立高齢者在宅サービスセンター条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 62 年 9 月 25 日 条例第 35 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 5 まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 3 条の 6 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、高齢者在宅サービスセンターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 4 条から第 9 条まで（略） 別表第 1 及び第 2（略）</p>

大田区立熊谷恒子記念館条例（平成元年条例第 47 号）新旧対照表

新	旧
○大田区立熊谷恒子記念館条例 平成元年 11 月 24 日 条例第 47 号	○大田区立熊谷恒子記念館条例 平成元年 11 月 24 日 条例第 47 号
第 1 条から第 8 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 8 条まで （略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 9 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、記念館の管理を行わなければならない。	第 9 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、記念館の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 10 条 （略）	第 10 条 （略）
別表 （略）	別表 （略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立シルバーピア条例（平成5年条例第8号）新旧対照表

新	旧
○大田区立シルバーピア条例 平成5年3月12日 条例第8号	○大田区立シルバーピア条例 平成5年3月12日 条例第8号
第1条から第26条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第26条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、シルバーピアの管理を行わなければならない。	第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、シルバーピアの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第28条（略）	第28条（略）
別表第1及び第2（略）	別表第1及び第2（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区テンポラリー工場条例（平成6年条例第7号）新旧対照表

新	旧
○大田区テンポラリー工場条例 平成6年3月15日 条例第7号	○大田区テンポラリー工場条例 平成6年3月15日 条例第7号
第1条から第26条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第26条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、テンポラリー工場の管理を行わなければならない。	第27条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、テンポラリー工場の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第28条（略）	第28条（略）
別表第1から第3まで（略）	別表第1から第3まで（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）新旧対照表

新	旧
○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号	○大田区産業プラザ条例 平成6年12月14日 条例第39号
第1条から第2条の4まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第2条の4まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第2条の5 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、産業プラザの管理を行わなければならない。	第2条の5 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、産業プラザの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第3条から第13条まで（略） 別表（略）	第3条から第13条まで（略） 別表（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	



大田区民住宅条例（平成8年条例第21号）新旧対照表

新	旧
○大田区民住宅条例	○大田区民住宅条例
平成8年3月15日 条例第21号	平成8年3月15日 条例第21号
第1条から第33条の4まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	（目的） （指定管理者が行う管理の基準）
第33条の5 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区民住宅及び駐車場並びに共同施設の管理を行わなければならない。	第33条の5 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区民住宅及び駐車場並びに共同施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第34条（略） 別表（略）	第34条（略） 別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区立大森スポーツセンター条例（平成8年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立大森スポーツセンター条例 平成8年3月15日 条例第23号</p>	<p>○大田区立大森スポーツセンター条例 平成8年3月15日 条例第23号</p>
<p>第1条から第15条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、スポーツセンターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第17条（略）</p> <p>別表第1及び第2（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第15条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、スポーツセンターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第17条（略）</p> <p>別表第1及び第2（略）</p>

大田区営住宅条例（平成9年条例第50号）新旧対照表

新	旧
○大田区営住宅条例	○大田区営住宅条例
平成9年12月12日 条例第50号	平成9年12月12日 条例第50号
第1条から第38条の3まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	（趣旨） （指定管理者が行う管理の基準）
第38条の4 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。	第38条の4 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、区営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第39条から第41条まで（略）	第39条から第41条まで（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区休養村とうぶ条例（平成 10 年条例第 6 号）新旧対照表

新	旧
○大田区休養村とうぶ条例 平成 10 年 3 月 10 日 条例第 6 号	○大田区休養村とうぶ条例 平成 10 年 3 月 10 日 条例第 6 号
第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、休養村の管理を行わなければならない。	第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、休養村の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 17 条（略）	第 17 条（略）
別表第 1 及び第 2（略）	別表第 1 及び第 2（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区営アロマ地下駐車場条例（平成 10 年条例第 71 号）新旧対照表

新	旧
○大田区営アロマ地下駐車場条例 平成 10 年 10 月 12 日 条例第 71 号	○大田区営アロマ地下駐車場条例 平成 10 年 10 月 12 日 条例第 71 号
第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 17 条 指定管理者は、駐車場法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、駐車場の管理を行わなければならない。	第 17 条 指定管理者は、駐車場法その他の関係法令及びこの条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、駐車場の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 18 条から第 23 条まで（略） 別表（略）	第 18 条から第 23 条まで（略） 別表（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区立男女平等推進センター条例（平成 11 年条例第 32 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立男女平等推進センター条例 平成 11 年 12 月 13 日 条例第 32 号</p>	<p>○大田区立男女平等推進センター条例 平成 11 年 12 月 13 日 条例第 32 号</p>
<p>第 1 条から第 14 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 15 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 16 条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から第 14 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 15 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 16 条（略）</p> <p>別表（略）</p>

大田文化の森条例（平成 13 年条例第 19 号）新旧対照表

新	旧
○大田文化の森条例	○大田文化の森条例
平成 13 年 3 月 16 日 条例第 19 号	平成 13 年 3 月 16 日 条例第 19 号
第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、文化の森の管理を行わなければならない。	第 16 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、文化の森の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 17 条（略）	第 17 条（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成 14 年条例第 48 号）新旧対照表

新	旧
○大田区中小企業者賃貸住宅条例 平成 14 年 10 月 18 日 条例第 48 号	○大田区中小企業者賃貸住宅条例 平成 14 年 10 月 18 日 条例第 48 号
第 1 条から第 26 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 26 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 27 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、住宅の管理を行わなければならない。	第 27 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、住宅の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 28 条（略）	第 28 条（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	



大田区区民活動支援施設条例（平成 15 年条例第 44 号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区区民活動支援施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 25 日 条例第 44 号</p> <p>第 1 条から第 19 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 20 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 21 条（略）</p> <p>別表第 1 から第 3 まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区区民活動支援施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 25 日 条例第 44 号</p> <p>第 1 条から第 19 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 20 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 21 条（略）</p> <p>別表第 1 から第 3 まで（略）</p>

大田区産業連携支援施設条例（平成 17 年条例第 84 号）新旧対照表

新	旧
○大田区産業連携支援施設条例 平成 17 年 12 月 22 日 条例第 84 号	○大田区産業連携支援施設条例 平成 17 年 12 月 22 日 条例第 84 号
第 1 条から第 27 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 27 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 28 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、連携支援施設の管理を行わなければならない。	第 28 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、連携支援施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 29 条（略）	第 29 条（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区総合体育館条例（平成 22 年条例第 18 号）新旧対照表

新	旧
○大田区総合体育館条例 平成 22 年 3 月 18 日 条例第 18 号	○大田区総合体育館条例 平成 22 年 3 月 18 日 条例第 18 号
第 1 条から第 5 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 5 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、総合体育館の管理を行わなければならない。	第 6 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、総合体育館の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 8 条から第 18 条まで（略） 別表（略）	第 8 条から第 18 条まで（略） 別表（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区高齢者アパート条例（平成 25 年条例第 17 号）新旧対照表

新	旧
○大田区高齢者アパート条例 平成 25 年 3 月 15 日 条例第 17 号	○大田区高齢者アパート条例 平成 25 年 3 月 15 日 条例第 17 号
第 1 条から第 24 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 24 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 25 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、アパートの管理を行わなければならない。	第 25 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、アパートの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第 26 条（略）	第 26 条（略）
別表第 1 及び第 2（略）	別表第 1 及び第 2（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田スタジアム条例（平成 30 年条例第 43 号）新旧対照表

新	旧
○大田スタジアム条例	○大田スタジアム条例
平成 30 年 10 月 1 日 条例第 43 号	平成 30 年 10 月 1 日 条例第 43 号
第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第 1 条から第 16 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第 17 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、スタジアムの管理を行わなければならない。	第 17 条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、スタジアムの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
（委任）	（委任）
第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
別表第 1 及び第 2（略）	別表第 1 及び第 2（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区青少年交流センター条例（平成 30 年条例第 44 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区青少年交流センター条例 平成 30 年 10 月 3 日 条例第 44 号</p>	<p>○大田区青少年交流センター条例 平成 30 年 10 月 3 日 条例第 44 号</p>
<p>第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 16 条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則その他区長が定める基準に従い、青少年センターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 17 条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から第 15 条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第 16 条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則その他区長が定める基準に従い、青少年センターの管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 17 条（略）</p> <p>別表（略）</p>

大田区田園調布せせらぎ館条例（令和元年条例第6号）新旧対照表

新	旧
○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号	○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号
第1条から第14条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第14条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第15条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、せせらぎ館の管理を行わなければならない。	第15条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、せせらぎ館の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第16条まで（略）	第16条まで（略）
別表（略）	別表（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例（令和元年条例第47号）新旧対照表

新	旧
○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート 条例	○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート 条例
令和元年12月12日 条例第47号	令和元年12月12日 条例第47号
第1条から第28条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第28条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第29条 指定管理者は、条例等その他区長が定める基準に従い、工場アパートの管理を行わなければならない。	第29条 指定管理者は、条例等その他区長が定める基準に従い、工場アパートの管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第30条（略）	第30条（略）
別表第1から第5まで（略）	別表第1から第5まで（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	



大田区南六郷創業支援施設条例（令和2年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区南六郷創業支援施設条例 令和2年3月11日 条例第18号</p>	<p>○大田区南六郷創業支援施設条例 令和2年3月11日 条例第18号</p>
<p>第1条から第30条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第31条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第32条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第30条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第31条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第32条（略）</p> <p>別表（略）</p>

大田区新蒲田一丁目複合施設条例（令和2年条例第64号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区新蒲田一丁目複合施設条例 令和2年12月14日 条例第64号</p>	<p>○大田区新蒲田一丁目複合施設条例 令和2年12月14日 条例第64号</p>
<p>第1条から第11条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、新蒲田一丁目複合施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第11条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、新蒲田一丁目複合施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13条（略）</p>

大田区新蒲田区民活動施設条例（令和2年条例第65号）新旧対照表

新	旧
○大田区新蒲田区民活動施設条例 令和2年12月14日 条例第65号	○大田区新蒲田区民活動施設条例 令和2年12月14日 条例第65号
第1条から第15条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第15条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、新蒲田区民活動施設の管理を行わなければならない。	第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、新蒲田区民活動施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第17条（略）	第17条（略）
別表第1及び第2（略）	別表第1及び第2（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

大田区いじめ防止対策推進条例（令和3年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区いじめ防止対策推進条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月12日 条例第18号</p> <p>第1条から第17条まで（略） （個人情報の取扱い）</p> <p>第18条 区は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の規定により、この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。</p> <p>第19条及び第20条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区いじめ防止対策推進条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月12日 条例第18号</p> <p>第1条から第17条まで（略） （個人情報の取扱い）</p> <p>第18条 区は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の規定により、この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。</p> <p>第19条及び第20条（略）</p>

大田区大森北四丁目複合施設条例（令和4年条例第 号）新旧対照表

新	旧
○大田区大森北四丁目複合施設条例 令和4年12月 日 条例第 号	○大田区大森北四丁目複合施設条例 令和4年12月 日 条例第 号
第1条から第11条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）	第1条から第11条まで（略） （指定管理者が行う管理の基準）
第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、新蒲田区民活動施設の管理を行わなければならない。	第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森北四丁目複合施設の管理を行わなければならない。
2 指定管理者は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。	2 指定管理者は、 <u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u> の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。
第13条（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第13条（略）